

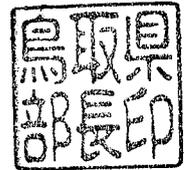
諮 問

鳥取県海区漁業調整委員会

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第8項の規定に基づき検討をしたいので、同条第9項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成29年1月10日

鳥取県農林水産部長 岸田 悟



TAC制度の背景

- 平成8年「海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)」が発効
 - ・排他的経済水域 (EEZ) を設定
 - ・沿岸国は自国の EEZ において水産資源の適切な保護管理措置を講じることが定められる
- 平成9年よりTAC制度の導入
 - ・「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の施行

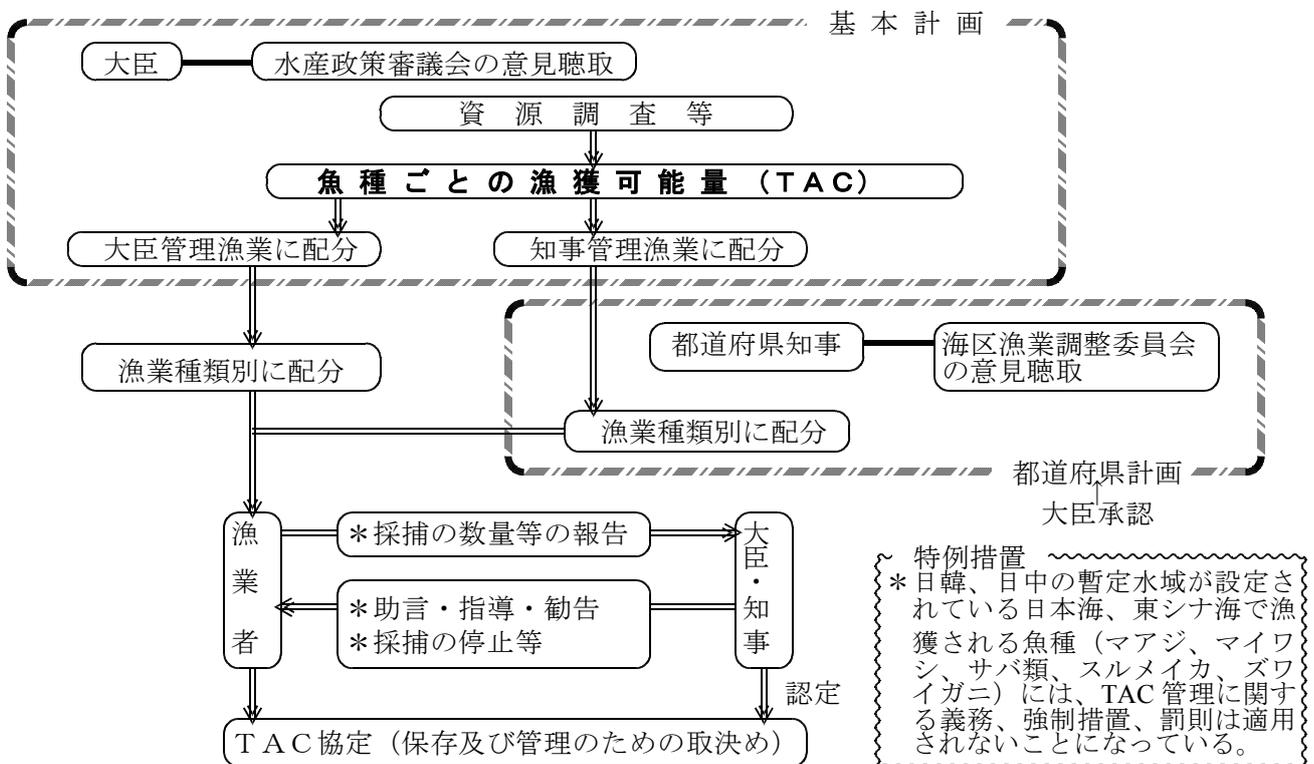
TACとは

- 漁獲可能量のこと
 - ・Total Allowable Catch の略
- サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニの8魚種が対象

TAC制度のねらい

- 持続的な生物資源の利用が可能な漁獲量水準の達成を目指す
 - 一定の産卵親魚を残す (再生産可能な資源状態を保つ)
 - ↓
 - 将来にたくさんの資源を残す

TAC制度のしくみ



1 現行の県計画の骨子

- 鳥取県に定められたTAC割当数量（知事管理量）及び実施すべき施策

魚種	管理量	実施すべき施策	備考
まあじ	若干	定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	知事許可漁業
するめいか	若干	総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。	自由漁業

「若干」：都道府県知事は現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるように管理する。

⇒過去の漁獲実績が100t以上であるが、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県に対する配分。

2 考慮される事項

- 平成29年知事管理量：
 - まあじ：「若干」（平成28年知事管理量と同様（大臣が決定））
 - するめいか：平成29年4月までに決定（平成29年度分も「若干」で配分予定）

- 管理の現状

- ・ 漁獲情報システム又は漁協からの報告により、まあじの月推移を把握。
- ・ 漁獲情報システムにより、まあじ、するめいかの漁獲量の年推移を把握。
- ・ 漁獲動向に注意しながら漁業許可。

- 管理対象魚種の本県沿岸漁業による漁獲の状況

〔まあじ〕

平成27年の対馬暖流系群の漁獲量は13.2万トンで、資源量は中位増加傾向にある。本県沿岸漁業では主に刺網で漁獲されており近年の漁獲量は300トン前後で推移している。

〔するめいか〕

本種の我が国における秋期発生系群の平成27年の漁獲量は、3.9万トンで過去30年間で最低の水準。しかしながら、漁場調査等の結果では資源水準の低下は認められず、資源量は高位横ばい傾向と判断された。

本県では、小型いかつり漁業（許可漁業）により主に水揚げされる他、釣り漁業（5トン未満：自由漁業）によって漁獲されている。本県の許可制の小型いかつり漁業（5トン以上）以外の近年の漁獲量は100トン前後で推移している。

本県沿岸漁業における漁獲（トン）

	H23	H24	H25	H26	H27
まあじ	156	242	214	284	327
<small>小型定置漁業</small>	11	29	58	75	178
<small>刺網漁業</small>	120	192	90	113	52
するめいか（5トン未満一本釣り）	67	23	46	70	65

3 検討結果

現行の計画で問題なく、計画変更の必要なし

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画変更

平成26年4月1日公表

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県では、沿岸漁業として小型底びき網漁業、刺網漁業等が、沖合漁業として沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、小型いか釣り漁業等が盛んであり、水産業は重要な産業となっている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沖合海域は、寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国数の漁場を形成しているが、漁獲対象である海洋生物資源の中には、低位水準にとどまっているものや、資源水準が悪化しているものが見られる。

今後とも本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講ずるため、他県入漁船を含めて第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】 1月から12月まで：若干

【するめいか】 4月から翌年3月まで：若干

三 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置網漁業及び刺網漁業については、これらの現状の漁獲努力量の総量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

【するめいか】

総トン数5トン未満の動力船により釣りによってするめいかを獲ることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲の動向等の推移について注意を払うものとする。

四 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。



農林水産省指令 28水管第1471号

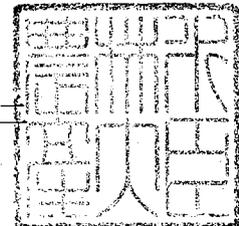
鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県知事 平井 伸治

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表）を変更し、別紙のとおり同条第2項第6号に掲げる数量及び同項第10号に掲げる量を定めたので、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

平成28年11月24日

農林水産大臣 山本 有千



都道府県：鳥取県

1. 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量
	平成29年数量
さんま	(注1)
すけとうだら	(注1)
まあじ	若干
まいわし	
まさば及びごまさば	(注1)
するめいか	(注1)
ずわいがに	(注1)

(注1) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2. 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量の関係部分について

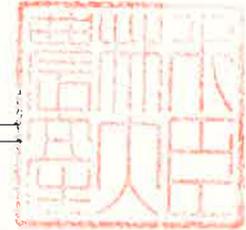
該当無し



28水管第1962号
平成29年1月31日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 山本 有二



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第2項第6号に掲げる
数量について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づく海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成28年11月24日公表）の変更にあたり、同条第2項第6号に掲げる数量を別紙のとおり定めることについて、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分について貴職の意見を求めるので、平成29年2月16日までに回答されたい。

(2) 平成29年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	平成29年変更前数量	平成29年変更後数量
すけとうだら		
するめいか		若干

(注1) 変更後数量について、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている都道府県は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(注2) さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、今回の基本計画の変更において現行数量からの変更がない。(さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。)

(案)

第201600150085号

平成29年2月 日

鳥取県農林水産部

部長 岸田 悟 様

鳥取海区漁業調整委員会

会長 渡 部 俊 明

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(答申)

平成29年1月10日付けで諮問のあったこのことについては、平成29年2月21日に開催した第362回鳥取海区漁業調整委員会において審議した結果、原案に同意します。

委員会事務局 志村

電 話 0857-26-7318

ファクシミリ 0857-26-8131